

社会福祉 あきた

NO.
327
2013.10.1



【写真】
「ありがとうございます」

秋田県生命保険協会様から、
由利本荘市社協と小坂町社協に
車両が寄贈されました。

特集

P2 成年後見制度等の円滑な活用をめざして

- P6 これまで経験のない大雨が県内で発生！
～災害VC、被災者ニーズに対応～
- P8 人材をお探しの福祉施設・事業所の方へ
- P9 シリーズ“こだわりの品”
- P10 ・職場紹介リレー
・皆様の善意
- P12 赤い羽根共同募金



ふれあいネットワーク

社会福祉法 人 **秋田県社会福祉協議会**
<http://www.akitakenshakyo.or.jp>

成年後見制度等の円滑な利用をめざして

～成年後見制度等あり方検討委員会の取り組み～

本会に設置している秋田県地域福祉推進委員会では、成年後見制度の円滑な利用と推進のため、「成年後見制度等あり方検討委員会」を設置し、成年後見制度の利用実態と今後の推進方策等について調査研究を行いました。

調査結果等を踏まえ、社会福祉協議会による総合的な権利擁護支援体制の構築など今後の推進方策をまとめました。

調査の背景

◆認知症高齢者等の増加

本県の高齢化率は31.4%と全国一高く、いわゆる団塊世代の高齢化に伴い、今後ますます認知症高齢者の増加が予想され、判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障害者等の権利擁護のあり方が課題となつていきます。

そのため、社会福祉協議会（以下「社協」）が実施している「地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）」をはじめ、成年後見制度の利用推進が今後の支援策として期待されています。

しかし、昨年一年間の秋田家庭裁判所への市町村長申立件数は、わずかに11件と全国でも二番目に少ない申立状況であることがわかりました。

◆成年後見制度の課題

そこで、本県の成年後見制度に関する現状と課題について共通認識を図るため、秋田家庭裁判所や後見受任団体、行政、社協等関係者による意見交換会を開催しました。

そのなかで、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門後見人一人あたりが担える件数や内容に限界があること、低所得者や身寄りのな

い方などへの後見受任のあり方、4親等以内の親族を探しての意思確認など手続きに時間を要すること、日常生活自立支援事業の利用者で契約行為ができなくなった方の成年後見制度への円滑な移行を含め、相談から利用に向けたコーディネート機能の必要性などが課題として提起されました。

これらのことから、本県の成年後見制度の利用実態を把握するため、「成年後見制度等あり方検討委員会（以下「検討委員会」）」を設置し、成年後見制度に関する意識・実態調査を行いました。

意識調査

◆調査の概要

65歳以上の一人暮らし高齢者の日常生活や金銭管理に関する実態・課題を把握するため、県内市町村社協に調査を依頼しました。調査は、各市町村内の対象者の選定と、世帯を訪問しての聞き取りにより、533世帯からの回答を得ました。（表-1）

◆認知症高齢者の権利侵害も

対象者の77.1%が女性で、介護認定を受けていない方が48.4%と半数を占めています。しかし、14.8%の方が認知症と診断されており、「金融機関に行けな

調査対象・回収状況（表-1）

	調査対象数	回収数	回収率
秋田市	50世帯	50世帯	100%
その他の市	360世帯 (30世帯×12市)	363世帯	100%
町村	120世帯 (10世帯×12町村)	120世帯	100%
合計	530世帯	533世帯	100%

※一部の市からの回答数が調査対象数を上回ったため、533世帯を100%とした。

い」「銀行での手続き方法がわからない」「家族等が管理し自由に使えない」など支障をきたしている実態があります。さらに通帳や印鑑等を紛失するケースのほか、悪質商法や詐欺の被害に遭う危険性も秘めています。

◆子どもが頼り

一方で、何か困った時の相談相手や判断能力が低下した場合に頼りたいのは「子（子の配偶者）」が最も多く、ともに60%を越えています。また、その他の親族よりも「友人・知人」や「民生委員」など「遠くの親戚よりも近くの他人」として頼りにしている状況も見受けられます。さらに、市町村社協が聞き取りしたことも影響し

てか、ケアマネジャーやホームヘルパーのほか社協自体に期待する方も多く、地域福祉の推進機関としての機能発揮が求められています。

◆低い認知度

成年後見制度を知っているのはわずか11.6%で、名称さえも知らない方が67.5%となっています。そのため、何か困ったことがあつてはじめて興味を持ったたり、親族に頼むなどの行為につながるため、成年後見制度の利用自体を必要と感じていない方が多いと考えられます。

◆実態調査

◆調査の概要

高齢者及び障害者支援施設・事業所の利用者のうち、認知症や知的障害等により判断能力が低下し、成年後見制度を利用すべき方の割合や実際の利用状況、金銭管理、生活上の課題等の実態を把握するため、施設・事業所に調査を依頼しました。(表1-2)

また、県内地域包括支援センターに成年後見制度に関する相談件数やその後の利用状況、金銭管理や生活上の課題等の実態調査を行いました。

さらに、市町村の「成年後見制度利用支援事業」の現況を把握す

るための調査も実施しました。(表1-2)

調査対象・回収状況 (表-2)

調査対象	調査対象数	回収数	回収率
①高齢者施設・事業所			
特別養護老人ホーム	110か所	94か所	85.5%
認知症対応型共同生活介護事業所	180か所	138か所	76.7%
小規模多機能型居宅介護事業所	62か所	48か所	77.4%
合計	352か所	280か所	79.5%
②障害者支援施設・事業所			
生活介護事業所	120か所	103か所	85.8%
就労継続支援事業所(A・B型)	50か所	36か所	72.0%
地域活動支援センター	12か所	7か所	58.3%
合計	182か所	146か所	80.2%
	調査対象数	回収数	回収率
③地域包括支援センター	46か所	40か所	87.0%
④市町村	25か所	15か所	60.0%

※就労事業所のうち、生活介護事業所に含まれるものは除く

◆7〜9割が対象者

特別養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所の利用者のうち、実に89.6%が認知症等により判断能力が低下した方でした。

また、障害者支援施設の生活介護事業所、就労継続支援事業所A・B型、地域活動支援センターの利用者のうち、73.7%が療育手帳

高齢者施設・事業所の利用者・制度の対象者・制度の利用者数 (表-3)

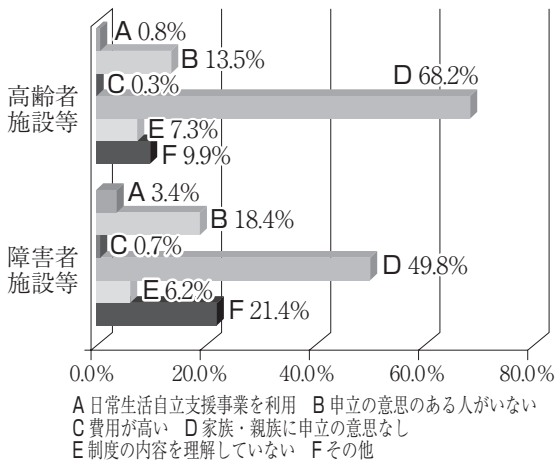
高齢者施設・事業所	利用者数	対象者数(%)	制度の利用者数(%)
特別養護老人ホーム	5,467人	4,953人(90.6%)	60人(1.2%)
認知症対応型共同生活介護事業所	1,690人	1,690人(100%)	24人(1.4%)
小規模多機能型居宅介護事業所	903人	579人(64.1%)	7人(1.2%)
合計	8,060人	7,222人(89.6%)	91人(1.3%)

障害者支援施設・事業所の利用者・制度の対象者・制度の利用者数 (表-4)

障害者支援施設・事業所	利用者数	対象者数(%)	制度の利用者数(%)
生活介護事業所	5,092人	3,676人(72.2%)	106人(2.9%)
就労継続支援事業所(A・B型)	1,025人	827人(80.7%)	3人(0.4%)
地域活動支援センター	99人	81人(81.8%)	1人(1.2%)
合計	6,216人	4,584人(73.7%)	110人(2.4%)

または精神障害者保健福祉手帳の保持者でした。こうした施設等利用者(未成年以外)にも、成年後見制度(後見・保佐・補助のいずれか)の利用が望まれますが、実際に利用しているのは高齢者でわずか1.3%、障害者でも2.4%という実態が明らかになりました。(表1-3・4)

図-1 制度を利用しない理由

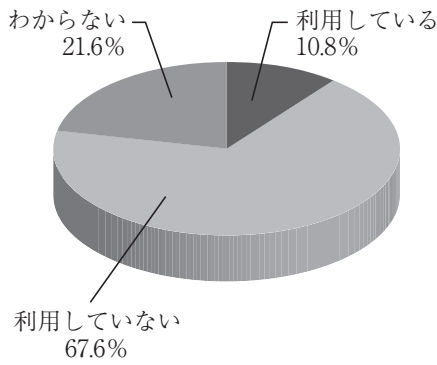


一方、約98%の利用者が成年後見制度を利用していない結果となりました。その理由として、最も多いのが「家族・親族に申立の意思がない」で、「申立の意思のある人がいない」を合わせると高齢者で81.7%、障害者でも68.2%に及びます。この背景には、身元引受人や家族・親族がいるため、何かあれば対応してくれるとの考えがあると推測されます。そのため、施設サービスとして金銭管理を委託していたり、家族等の意思確認をしていないなどの実態も多く、現在特に問題がないため成年後見制度の必要性を感じていないと考えられます。(図1)

◆相談から利用に至らない

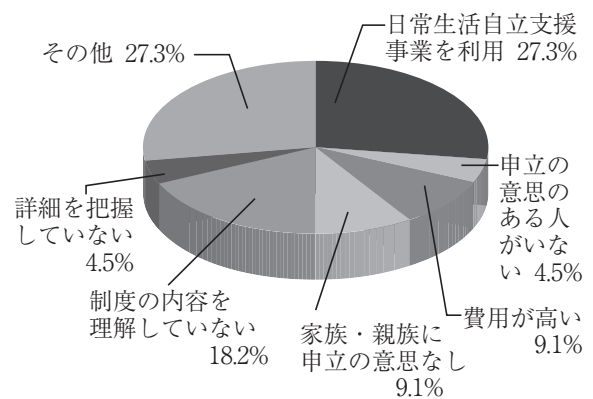
平成23年度中に地域包括支援センターに寄せられた成年後見制度に関する相談件数111件のうち、実際に制度を利用している、あるいは利用に結びついたケースはわずか12件(10.8%)でした。その理由としては、「日常生活自立支援事業の利用」が多く、成年後見制度の「保佐」「補助」に該当する比較的軽度な方については、日常生活自立支援事業で日常生活管理等を支援していることがわかります。

図-2 相談件数のうち利用状況



そして、施設・事業所と同様に親族等がいるため「家族・親族を含む申立の意思がある人がいない」ケースが多いほか、「費用が高い」ことも制度利用の妨げとなっています。(図-2・3)

図-3 制度を利用しない理由



◆市町村の実態も様々

平成22年12月の障害者自立支援法改正(つなぎ法)に伴い、市町村による「成年後見制度利用支援事業」が必須事業に位置付けられました。

これにより、身寄りがいないなど原則として2親等以内の親族等による申立てが難しい場合には、市町村長が代わって申立てを行うとともに、その費用や後見人等への報酬も助成することが可能になりました。

しかし、回答のあった15市町村のうち、市町村長申立の予算措置を行っているのは11市町村で、後見報酬の助成額も様々です。

また、3年間の実績をみると市町村長申立が14件、後見報酬助成は2件で、それもごく一部の市町村に偏っている状況です。(表1・5)

さらに、市町村長申立が必要な場合の基準についても、意思確認を必要とする親族等の範囲が2親等以内、4親等以内と異なり、市町村によって差があります。(表1・6)

表-5 3年間の実績

	H21	H22	H23
市町村長申立件数	7	3	4
後見等報酬助成件数	0	1	1

表-6 市町村長申立の基準

	回答数 (%)
2親等以内	7 (53.8%)
4親等以内	5 (38.5%)
無回答	1 (7.7%)

調査からみえた課題

①「無権代理」の認識

民法859条では、被後見人の財産管理と財産に関する法律行為を行う法定代理人として、後見人に「代理権」が付与されています。したがって、本人から代理を依

頼されていない、もしくは法定代理権が与えられていない家族や身元引受人が、先に述べたような法律行為を行うことは、民法第113条に定める「無権代理」にあたる恐れがあります。

しかし、家族・親族はもちろん施設関係者の意識にも、判断能力が低下している利用者に家族・親族や身元引受人がいる場合は、必ずしも成年後見制度を利用する必要がないと認識している実態が多くあります。

②手続き・費用のマイナスイメージ

また、成年後見制度の手続きが煩雑との回答が多く、申立を行うため2〜4親等以内の親族を探すことや申立書類の作成、後見人の選任、費用負担など具体的な流れや仕組みに関する理解不足から否定的なイメージにつながっているのではないかと考えられます。

特に手続き費用や後見報酬が高額とのイメージもありますが、「成年後見関係事件の概況(最高裁判所発表)」によると、昨年一年間に全国で「鑑定(必要に応じて本人の判断能力を医学的に確認する)」が行われたのは10.7%であり、費用は概ね5〜10万円以下となっています。つまり、鑑定を必要としないケースでは、2万円

程度の費用で済んでいます。

こうした実態が施設関係者にも十分に理解されていない状況があり、そのことが成年後見制度の利用が進まない大きな要因の一つだと考えます。

③ 相談・支援体制の充実

成年後見制度の利用が可能でも、手続き方法や費用負担など具体的な進め方が十分啓発されていないため、利用に至らないケースが相当数あり、地域包括支援センターに寄せられた相談ケースからも、次の段階へ進むためのサポート体制の充実が不可欠であることがわかりました。

そのため、高齢者及び障害者施設等利用者の判断能力低下などに伴う日常生活自立支援事業の新規利用や、日常生活自立支援事業から成年後見制度への円滑な移行に支障をきたしています。

④ 権利擁護サービスの拡充

これらの課題に対しては、成年後見制度利用支援事業の拡充が必要で

す。今回の意識調査では、一人暮らし高齢者の84.8%が75歳以上の後期高齢者であり、今後の高齢化に伴い判断能力が低下することも想定されます。

そのため、全国的に生活保護受

給者が年々増大しているなかで、身寄りがなく、市町村長申立の基準に該当する場合は、適切かつ迅速に申立を行うための体制・環境の整備が急がれます。

また、成年後見制度の「保佐」補助に該当する比較的軽度な方への支援が期待される日常生活自立支援事業についても、事業を担う基幹的社協（サポートセンター）の設置は6市にとどまっているほか、厚生労働省が示している専門家一人あたりの担当件数35件を超過している実態などから、潜在的なニーズに対応するための抜本的な見直しが必要です。

権利擁護体制構築に向けて

① 成年後見制度等の普及・啓発

成年後見制度や日常生活自立支援事業をはじめとする権利擁護サービスについて、施設・事業所の利用者はもちろん、家族や親族、サービス提供者である関係者も含め、広く県民に周知することが求められます。

そのため、関係者が様々な機会を通じて普及・啓発に努め、県民の意識を変えていくことが必要です。

② 権利擁護・成年後見センター（仮称）の創設

昨年10月に示された「社協・生

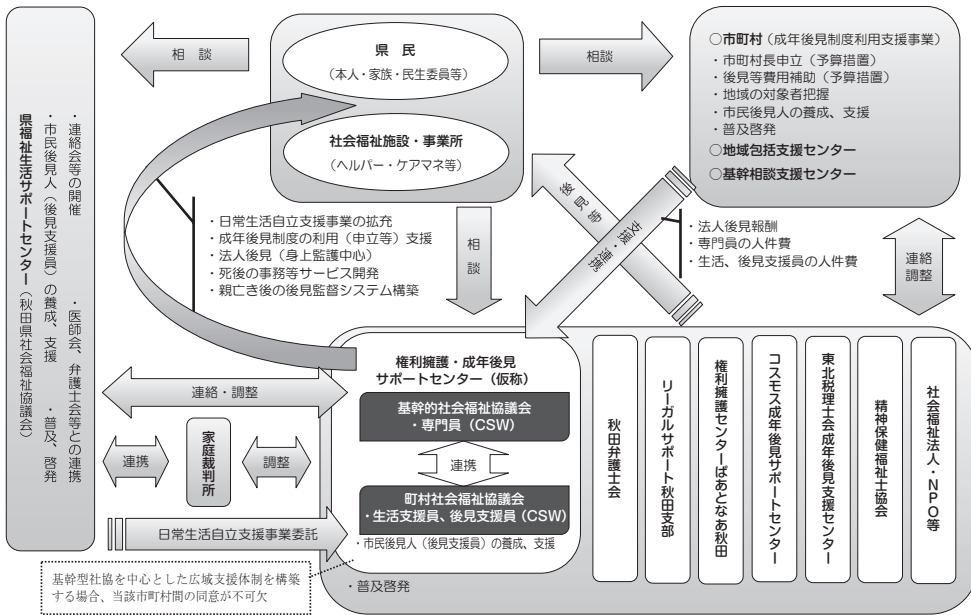
活支援活動強化方針」では、市町村における総合相談・支援体制の構築が求められており、近年社会問題となつてきている生活困窮者対策の一つとしても期待されています。

そこで、日常生活自立支援事業のサポートセンターを中心に、成年後見制度を含む権利擁護全般の相談対応と、利用に向けた支援を一体的に進めるため、行政と連携した広域的なセンター機能の創設が望まれます。

具体的には、地域包括支援センターや成年後見受任団体等と連携した成年後見制度利用に向けた申立て等の支援や、日常生活自立支援事業からの円滑な移行手続きなどが期待されます。

さらに、法人後見機能を追加することで、身上監護を中心とする広域的な支援も可能と

秋田県における成年後見制度等の推進体制イメージ(案)



なります。支援体制の実現には、何よりも市町村行政の協力が不可欠であるため、県・市町村をはじめ関係機関・団体等への提言・要望活動を強化していきます。

これまで経験のない大雨が県内で発生!

～災害ボランティアセンター、被災者ニーズに対応～



鹿角青年会議所による活動

平成25年8月9日に発生した大雨は、県内各地に甚大な被害を及ぼしました。被害が大きかった大館市、鹿角市では地元社協が「災害ボランティアセンター」を設置し、被災者ニーズに対応。また、土石流が発生した仙北市の社協は、避難所に避難された方々への支援にあたりました。

秋田県社協でも、「災害ボランティア支援センター」を設置して、被害状況の把握や情報提供に努めました。

被害が大きかった地域の 各社協の対応

◎大館市社協の対応

行政、消防、町内会、社協で被災状況を確認するとともに、8月10日に「大館市災害ボランティアセンター」を設置、11日から大館市内の住民を対象にホームページやチラシなどでボランティアを募集、被災地域の町内会等と調整しながらボランティアの派遣を開始。

派遣されたボランティアは浸水した家具や畳等の搬出、室内の掃除、自宅周辺の消毒などを行いました。また、町内会単位で住民が協力しながら作業を行った地域もありました。

なお、災害ボランティアセンターは、ボランティア派遣ニーズの減少に伴い、18日に閉所し、以降は通常のボランティアセンターとして、被災者支援を行いました。

◎鹿角市社協の対応

行政などと被害状況等を把握し、8月12日に「鹿角市災害ボランティアセンター」を設置、13日から鹿角市内の住民を対象にホームページやチラシなどでボラン



崩壊した道路（大館市）

◎仙北市社協の対応

土石流の発生により、8月9日から14日まで、避難所へ避難され

ボランティア募集・派遣を開始。ボランティアの活動内容は、浸水した家屋の泥出し、家具や畳等の搬出、室内等の洗浄が主な活動でありました。

また、社協職員がニーズ調査や状況調査、現場確認、活動調整などを行っていましたが、ボランティア派遣ニーズの減少に伴い、8月30日に災害ボランティアセンターを閉所し、以降は通常のボランティアセンターとして、被災者支援を行いました。



大館市の中学生による活動

た方々へ物資の提供のほか、日赤奉仕団や仙北市ボランティア連絡協議会、民生委員による傾聴活動や炊き出しなど他団体と協力しながら支援活動が行われました。

16日以降、行政と仙北市社協、被災者代表の3者で対応について協議し、土石流が発生した地域は、二次災害の恐れがあることから、ボランティアの受け入れは行わず、インフラの整備を優先に進めていくことになりました。

そのため、社協では、通常のボランティアセンターとして被災者ニーズの聞き取りなどの支援に努めたところであります。

8月9日未明からの大雨により、県内すべての市町村社協に、要援護者や一人暮らし高齢者等の安否確認をFAXで呼びかけるとともに、局所的大雨に見舞われている県北地区の社協、仙北市社協に電話で状況を確認しました。

翌10日、大館市社協での災害ボランティアセンター設置と同時に、県社協に秋田県災害ボランティア支援センターを設置。

また、現地の状況を把握するため、県社協職員2名が大館市社協を訪問し、特に被害の大きかった沼館地区と花岡地区の状況確認と

秋田県社協の対応

《秋田県災害対策本部が発表した被害状況》

市町村	住家被害(棟)			
	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水
大館市	0	13	152	285
鹿角市	0	3	23	171
仙北市	5	1	3	2

《V(ボランティア)派遣数等》

市町村	V派遣数	V活動者延べ人数	社協職員で作業した延べ人数
大館市	40(回)	167(人)	13(人)
鹿角市	13(回)	56(人)	28(人)

※大館市、鹿角市ともにすべてのニーズに対応しました

16日には全社協職員、災害支援プロジェクト会議、県外NPO法人職員の計4名と県社協職員1名が、大館市、鹿角市を訪問し、被災世帯の状況や災害ボランティアセンターの運営状況を視察。床上浸水被害を受けた住民への支援に関する助言や、今後の対応等について検討を行いました。

なお、緊急性の高い土砂出しなどのニーズへの対応が一段落し、大館市・鹿角市両災害ボランティアセンターが閉所されたことに伴い、9月2日、秋田県災害ボランティア支援センターも閉所しました。

ともに、沼館地区の町内会長に被害の状況やボランティアによる支援の必要性などを聴取しました。

12日からは特に被害の大きかった大館市、鹿角市、仙北市の状況を把握に努め、大館市社協、鹿角市社協の災害ボランティアセンター活動報告(日報)を基に、県社協からボランティア情報として、県や県内市町村社協及び全国社会福祉協議会(以下、「全社協」という。)やブロック幹事県である宮城県社協に情報提供をしました。

さらに県社協のホームページにも災害ボランティア情報を掲載し、広く情報発信に努めたところであります。

社会福祉協議会は地域福祉を推進する団体として、被災地域の復興、被災された方の生活支援や自立に向けた支援の役割があります。

今回の災害における経験を踏まえ、災害ボランティアセンターの設置及び職員体制、被災者のニーズにきめ細かく対応できるセンターの運営、また、被災された方の生活支援に向けて、引き続き県社協としても取り組みの強化を図っていきます。



施設向けカラオケ

～ジョイサウンドフェスタ～

JOYSOUND FESTA
サンプル無料貸出中!!

健康王国 搭載!
音楽療養ソフトコンテンツ

楽曲数 9万曲 ※2013年8月時点

©201308 XING INC.

◎お問い合わせは TEL: ☎0120-141-224
株式会社 **エクシング** 東北エルダー 営業G 秋田事務所

秋田県福祉保健人材・研修センターからのご案内

～人材をお探しの福祉施設・事業所の方へ～
『福祉のお仕事』に求人情報を登録してみませんか！

福祉人材センター^{*}では、福祉の仕事に関するホームページ『福祉のお仕事』を開設しています。
『福祉のお仕事』は全都道府県の福祉人材センターで共有するシステムですので、ご登録いただいた求人情報は全国に発信されます。また、秋田県福祉保健人材・研修センターに登録している求職者には、定期的に郵送により情報提供されます。これまで、県内602カ所（9月末現在）の事業所よりご登録いただき、昨年度は年間1,645件の新規求人をお預かりしております。人材をお探しの福祉施設・事業所の方は是非ご利用ください。



福祉のお仕事

福祉のお仕事

検索

http://www.fukushi-work.jp

※「福祉人材センター」とは？

社会福祉法に基づき都道府県知事の指定を受けて都道府県社会福祉協議会に設置されており、職業安定法により厚生労働省の認可を得て無料職業紹介を行っています。
本県では「秋田県福祉保健人材・研修センター」として運営しています。

★ NEW ★

もっと頼れる医療保険

新EVER

エヴァー

■月払保険料[団体取扱]スタンダードプラン
(定額タイプ)入院日額5,000円+総合先進医療特約
保険期間：終身(総合先進医療特約は10年更新)
保険料払込期間：終身(総合先進医療特約は10年更新)

契約日の満年齢	男性	女性
0歳	1,457円	1,418円
10歳	1,528	1,545
20歳	1,735	1,859
30歳	2,076	2,121
40歳	2,709	2,449
50歳	3,758	3,175
60歳	5,486	4,449
70歳	8,262	6,546
80歳	12,121	9,622

(2012年5月現在)

※保険料は、被保険者の契約日における満年齢(1年未満は切捨)によって決まります。
※(総合先進医療特約)の更新後の保険料は、更新時の被保険者の満年齢・保険料率により決まります。

商品の詳細につきましては「パンフレット(契約概要)」をご覧ください。

頼れる

1 病気(がんを含む)もケガも一生涯保障します!

保障は途切れることなく一生涯続きます。
1泊2日はもちろん、日帰り(1日)入院も保障し、1回の入院は、最高60日まで保障します。

頼れる

2 日帰り入院後の通院から保障します!

日帰り(1日)入院後の「通院」も保障。短期入院後の通院治療を安心して受けられます。
(スタンダードプランの場合)

頼れる

3 約1,000種の手術を保障します!

「入院ありの手術」はもちろん、「入院なしの手術」や放射線治療を受けたときも保障します。
健康保険制度が適用されない先進医療を受けたときには、一時金をお支払いします。

プラス

総合先進医療特約を付加した場合
先進医療にかかる技術料のうち、自己負担した金額と同額をお受けいただけます。
高額になる場合の先進医療の自己負担にも備えられます!

お支払い限度額
通算2,000万円まで!

*先進医療の保障の対象は、治療を受けた時点で厚生労働大臣の定める先進医療に該当する治療となり、先進医療を実施している医療機関は、医療技術ごとに異なり、限定されています。保障対象となる先進医療および先進医療を実施している医療機関は変更となる可能性があります。

頼れる

4 ニーズに合わせて、プランが選べます!

【スタンダードプラン】… 病気・ケガの「入院・手術」、さらに「通院」も保障します。
【ベースプラン】… 病気・ケガの「入院・手術」を保障します。

ご契約いただいた方にもれなくまねぎねミダックプレゼント!

●募集代理店 **ナカイ株式会社**

秋田支店 〒101-0914 秋田市保戸野千代田町6-8 千代田ビル1F ☎0120-712-816

●引受保険会社

Affac

アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社)
秋田支社 〒101-0923 秋田市旭北錦町5-50 シティビル秋田3F
TEL: 018-863-9723 FAX: 018-863-9448

AF041-2012-0035 6月11日

シリーズ こだわりの品

本会会員である障害者就労施設等の製品や販売活動取材し、シリーズでご紹介します。

今回は、手作りの“ワッフル”や、商売繁盛・家内安全を願って“門松”を製作・販売している湯沢市の「ワークセンターゆざわ」です



Loco外観



「レジ打ちは少し難しいけれど、とても楽しいです。ワッフルの一番人気はプレーンです」と話してくれた店舗科の利用者さん。

「小さな子どもでも買える値段」にこだわり、1個80円〜100円と低価格に設定されています。最近では、児童館のおやつや地域の集まりのお茶うけとして注文が入ることも増えてきました。

「ワークセンターゆざわ」は、昭和23年に、生活保護法による保護授産場「湯沢工芸授産場」として開設しました。現在地には、平成22年1月に移転し、名称も「ワークセンターゆざわ」に変更されました。現在は40名の利用者が洗濯科(クリーニング)、加工科・工芸科(ポリパック加工、他各種受託加工)、店舗科(軽食販売)に分かれて作業を行っています。利用者からの「販売や接客をしてみたい」という声がかきつかけでオープンした施設前の店舗『Loco(ロコ)』では、店舗科の利用者と職員が手作りのワッフルや

ポップコーン等を販売しています。一つひとつ丁寧に作られるワッフルは、一日に60〜70個程度店頭に並びます。ワッフルは「小さな子どもでも買える値段」



今年も始まる門松づくり(写真は昨年製作の門松)

また、「ワークセンターゆざわ」の新しい目玉商品として注目されているのが、平成23年度に製作・販売を開始した「門松」です。工芸科の利用者2名と職員が、10月中旬から年内いっぱい製作作業を行い、1個2千円で販売されます。高さ70cm・幅30cmの門松は、丁寧な作業で作られているため評判がよく、リピーターも多数います。

『Loco(ロコ)』には「地元」という意味があり、地域に根差した店でありたいという思いが込められています。心を込めて、丁寧な作業を行う「ワークセンターゆざわ」は、地域の方々からも期待されています。

商品に関するお問い合わせ

社会福祉法人 湯沢民生協会
ワークセンターゆざわ

湯沢市前森三丁目3-4
TEL 0183-73-2644
FAX 0183-55-8388

Loco (ロコ)

営業時間 10:00~17:30
定休日 土曜・日曜・祝日

職場紹介

このコーナーでは、本会会員施設・市町村社協等の広報担当者による職場紹介をリレー形式でお届けします。



「子ども達の笑顔が大好き！
大きくはばたけあおぞらっ子」

(福)いなかわ福祉会 あおぞら保育園
園長 日野光子

広大な山並みと流れ清らかな皆瀬川に囲まれた当園は、平成13年に合併新設され今年で12年目を迎えました。県下でも珍しいと言われるほどの広い園舎と園庭で、元氣いっぱいの子どもの歓声が毎日こだましています。

当園では、広い施設を存分に活かしたサッカー教室(秋田県サッカー協会指導)に力を入れているほか、夏には、園庭の一角に設けている大きなプールで、お隣の地区の保育園児と一緒にプール遊びを楽しんでいます。また、プール横の畑では、じゃがいも・かぼちゃ・ピーマン・トマトなどを子ども達と栽培し、収穫を言んでいます。

今年度は特に、地域の方とのふれ合いの機会を増やしたいとの思いから、消防署見学、一人ひとりがポストに手紙を投函しながらの郵便局見学、介護施設への訪問、敬老会への参加などのほか、中学生の手作りおもちゃ持参による訪問で交流を深めています。様々な経験やふれあいを通して、地域の良さを子ども達に伝えながら、将来、ふるさとを大切に



広い園舎と園庭のあおぞら保育園

に思っ心を育てていきたいと思っています。
また、もう一つの大きな特徴として、園内にある子育て支援センターが挙げられます。日中、親子で存分にふれ合って遊ぶことができ、月1回の「ふれあい&誕生会」では保育園児と一緒に誕生日をお祝いします。いつでも気軽に子育ての相談もできるセンターは、地域に関係なくどなたでも利用可能ですのでぜひ遊びにいらしてください。

◇ ◇ ◇
当園の保育目標には、人とのコミュニケーションづくりにおいて重要な、あいさつのできる子、を掲げています。保育士自ら率先してあいさつを心掛け、子ども達一人ひとりが元氣にあいさつできると願っています。

子ども達にとって最大の環境は保育士自身であることを全職員が心にとめながら、子ども達の笑顔が見られる保育を目指して頑張っております。

皆様の善意

【平成25年7月～9月末日現在】

◎一般金銭預託◎

- 秋田県ヤクルト連合会 様 4,000円
- 秋田菱友会 様 1,000円
- 木村 繁 様 5,000円
- NPO法人モバイル・コミュニケーションフアンド 様 5,000円
- NTTドコモ東北支社 様 500,000円



秋田県ヤクルト連合会様からの寄附金贈呈式



NPO法人モバイル・コミュニケーションフアンド様、NTTドコモ東北支社様からの寄附金贈呈式

◎指定金銭預託◎

- 匿名 18,670円
- 匿名 7,569円
- 匿名 20,000円
- 物品預託◎
- JXホールディングス株式会社 様 児童作品集300部

↓秋田県保育協議会へ

◎災害遺児愛護基金事業関係◎

- 災害遺児愛護基金事業金銭預託◎
- 秋田春光懇話会 様 32,800円
- 損保ジャパン秋田支店 様
- AIRジャパン秋田支部 様
- J・S・A秋田支部 様 37,814円

- 秋田県自動車販売店協会 様 39,130円
- デイリーヤマザキ湯沢関口店 様 5,453円
- 匿名 3,000円

表紙の写真

秋田県生命保険協会様(白石多加夫会長)から、社会貢献活動の一環として、次の団体・施設に軽自動車及び福祉募金を寄贈いただきました。
(福祉巡回車両)
・由利本荘市社会福祉協議会
・小坂町社会福祉協議会
(ふれあい福祉募金)
・かつの活動センター出発の家
・共生センターとつと工房
・ごろりんはうす
・福祉サービス事業所あみたけ
・ひたまり

善意の募集について

県民の皆様、各企業・各種団体様からの社会福祉へのご寄附をお待ちしております。

◎使途・希望について◎

主に地域における社会福祉活動や障害者、ボランティア団体活動など社会福祉一般において活用する「一般寄附」と、寄附者が使途を特定する「指定寄附」があります。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ先

秋田県社会福祉協議会
総務企画部
秋田市旭北栄町1-5
TEL 018-864-2711

全国180万人加入!!

ボランティア活動保険

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償



Aプランは
死亡1,200万円
入院6,500円、通院4,000円
賠償責任5億円(限度額)
を補償

活動場所と自宅
との往復途上の
事故も補償

ボランティア活動
のための
学習会・会議など
での事故も補償

ボランティア自身の
食中毒・熱中症・
特定感染症もOK

	基本タイプ	天災タイプ
年間 保険料	Aプラン 300円 Bプラン 450円	460円 690円

◇天災タイプは基本タイプ+地震・噴火・津波を補償

※各プランの補償金額、補償内容などの詳細は、専用のパンフレットをご用意しておりますので、最寄りの社協にお問い合わせください。

ボランティア行事用保険

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

- 行事参加者(主催者(個人)を含みます。)全員のケガを補償(往復途上も含みます。)
- 行事主催者の損害賠償責任も補償



福祉サービス総合補償

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

- 在宅福祉サービス (公的介護保険対象外サービスを含みます。)
- 地域福祉サービス
- 障害福祉サービス
- 児童福祉サービス
- 障害者地域生活支援事業 など

送迎サービス補償

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

- 送迎・移送サービス利用者を特定したAプラン
- 送迎・移送サービスのための自動車を特定したBプラン

お申込み、お問合せは、あなたの地域の社会福祉協議会へ

社会福祉法人
全国社会福祉協議会

この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約です。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03 (3581) 4667 FAX: 03 (3581) 4763
受付時間: 平日の 9:30~17:30 (12/29~1/3 を除きます。)

(引受幹事保険会社) 日本興亜損害保険株式会社
TEL: 03 (3231) 7545

じぶんの町を良くするしくみ。 赤い羽根共同募金



運動期間 平成25年10月1日(火)～12月31日(火)

赤い羽根共同募金運動は県民の皆様
に支えられ、今年で67回目を迎えました。

皆様にご協力をお願いする共同募金
は、市町村社会福祉協議会をはじめお
住まいの地域の福祉活動に活用される
ほか、県内の福祉団体の活動や、火災
や風水害にあわれた世帯への見舞金な
ど、地域で安心して暮らせる社会を築
いていくための資金として有効に活用
されています。今年8月に発生した
「秋田県大雨災害」では、大館市及び
鹿角市災害ボランティアセンターの運
営にも役立てられました。

共同募金運動は、「自分の町を良く
するしくみ」として、地域の福祉課題
の解決のため行われる活
動を支援する役割を果た
すことが望まれていま
す。今年も助成計画に伴
う目標額を達成し本県の
地域福祉を推進するた
め、関係機関と緊密な連
携をとりながら運動を推
進してまいります。

今後、より一層の地域
福祉の充実が図れますよ
う、赤い羽根共同募金に
皆様のご支援、ご協力を
お願い申し上げます。

ささえあう
心のかけはし
赤い羽根

赤い羽根共同募金

10月1日(火)～12月31日(火) www.akaihane.or.jp

今年度秋田県目標額
208,565,000円

今年度運動キャッチコピー
「ささえあう 心のかけはし 赤い羽根」
(秋田市 三浦 恵子さん)

今年度秋田県版ポスター

「一人ひとりが地域を支えるサポーター」
という思いのもと、県内で活躍するスポ
ーツ団体及び秋田ノーザンハピネッツ様から
田口成浩選手、富樫勇樹選手、スポーツボ
ランティア 秋田SVーハピネッツの皆様
にご協力いただきました。

「赤い羽根いつでもどこでもキャンペーン」を展開しています

秋田県共同募金会では、思い立った時に募金できる機会を県民の皆様により多く持って
いただくため、「赤い羽根いつでもどこでもキャンペーン」として、募金箱や寄附金付き自
動販売機を設置していただける方を募集しています。

設置は地域に密着した社会貢献活動として、県内の多くの企業・法人様に導入いただい
ております。設置にご興味を持った方は、秋田県共同募金会 (018-864-2821) へお問い
合わせください。